

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
<p><b>目次</b></p> <p>第1章 <u>総則(第1条-第7条)</u></p> <p>第2章 <u>抑制区域(第8条)</u></p> <p>第3章 <u>届出等(第9条・第10条)</u></p> <p>第4章 <u>地熱発電事業(第11条-第13条)</u></p> <p>第5章 <u>特定事業</u></p> <p>    第1節 <u>廃棄等費用の確保及び管理(第14条-16条)</u></p> <p>    第2節 <u>損害賠償責任保険等への加入(第17条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第18条-第24条)</u></p> <p>附則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>(目的)</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、大崎市の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境(以下「自然環境等」という。)の<u>保全並びに観光産業を支える地熱資源の保護を基本として、再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくり並びに地熱資源の将来にわたる持続可能な活用による産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>発電設備</u> <u>再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)</u>をいう。</p> <p>(3) <u>事業 発電設備</u> <u>を設置する事業(当該事業のために行われる調査及び土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。))を含む。)</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>事業区域</u> <u>事業を行う一団の土地(発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)</u>の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p><b>(目的)</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、大崎市の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境(以下「自然環境等」という。)の<u>保全と</u>  <u>再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくり</u>  <u>に寄与することを目的とする。</u></p> <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>再生可能エネルギー発電設備</u> <u>再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)</u>をいう。</p> <p>(3) <u>事業 再生可能エネルギー発電設備</u> <u>を設置する事業(当該事業のために行われる土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。))を含む。)</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>事業区域</u> <u>事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)</u>の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p>



(1) 土砂災害又は発電設備  
\_\_\_\_\_の設置に伴う災害が発生するおそれ  
がある区域

(2)～(5) 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により抑制区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、大崎市環境基本条例(平成18年大崎市条例第188号)第25条に規定する大崎市環境審議会(第23条において「大崎市環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

### 第3章 届出等

#### (届出)

第9条 事業者(地熱発電事業に係るものを除く。以下この章において同じ。)は、第7条に規定する事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

2・3 略

4 事業者は、事業譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を継承したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

#### (事前協議等)

第10条 略

2 略

3 事業者は、実施しようとする事業が特定事業に該当しない場合は

\_\_\_\_\_, 対象住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって対象住民等に事業計画を周知することにより、前項の説明会に代えることができる。

4 前2項の規定は、前条第2項の規定による事業計画の変更の届出及び前条第4項の規定による地位の承継の届出について準用する。ただし、当該事業計画の変更が規則で定める軽微なものについては、第2項の規定による説明会の開催(前項に規定する場合にあっては、事業計画の周知)を省略することができる。

5～7 略

### 第4章 地熱発電事業

#### (モニタリングの実施)

第11条 地熱発電事業を実施しようとする事業者は、事業区域の周辺で湧出している源泉の所有者の意向を確認し、必要に応じて既存源泉等の状況を確認するためのモニタリングの実施に努めなければならない。

2 地熱発電事業を実施しようとする事業者

(1) 土砂災害又は再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う災害が発生するおそれがある区域

(2)～(5) 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により抑制区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、大崎市環境基本条例(平成18年大崎市条例第188号)第25条に規定する大崎市環境審議会(第14条において「大崎市環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

#### (届出)

第9条 事業者\_\_\_\_\_は、第7条に規定する事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

2・3 略

#### (事前協議等)

第10条 略

2 略

3 事業者は、設置しようとする再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が50キロワットに満たない場合には、対象住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって対象住民等に事業計画を周知することにより、前項の説明会に代えることができる。

4 前2項の規定は、前条第2項の規定による事業計画の変更の届出\_\_\_\_\_について準用する。ただし、当該事業計画の変更が規則で定める軽微なものについては、第2項の規定による説明会の開催(前項に規定する場合にあっては、事業計画の周知)を省略することができる。

5～7 略

は、温泉の湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、事業が原因であった場合には、必要な措置を講じなければならない。

#### **(地熱発電事業の届出)**

**第12条** 地熱発電事業を実施しようとする事業者は、次に掲げる行為を行う前に、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

- (1) 地熱資源賦存状況調査(既存資料調査及び既存井の調査を除く。)を行うとき。
- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可に基づく掘削等を行うとき。
- (3) 発電設備の設置工事を行うとき。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、前項の地熱発電事業について準用する。

#### **(事前協議等の準用)**

**第13条** 第10条各項の規定は、前条第1項各号に掲げる行為を実施しようとする場合について準用する。

### **第5章 特定事業**

#### **第1節 廃棄等費用の確保及び管理**

##### **(保証金の預入及び質権設定等)**

**第14条** 事業者は、特定事業を行うときは、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、廃棄等費用の積立計画に基づき当該特定事業に係る現金(以下「保証金」という。)を金融機関に預入しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の12第2項の規定による積立てを行う場合
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定により認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される特定事業である場合
- (3) その他市長が認める事由がある場合

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

- (1) 特定事業に係る資本費(発電設備の設置に係る工事費の総額をいう。)の100分の5に相当する額
- (2) 事業に係る廃棄等費用の見積額

3 事業者は、第1項の規定により保証金を預入したときは、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備え

させなければならない。この場合において、市長は、当該質権設定契約をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

- 4 前3項の規定は、第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により該当することとなる事業者及び同条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事業者の地位を継承した者について準用する。
- 5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が、新たに第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

#### **(保証金の使途)**

**第15条** 市長は、事業者が第22条の命令を受けたにもかかわらず、当該勧告に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生防止又は自然環境等の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに当該保証金を充てることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 3 前項の規定により事業者に負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

#### **(質権設定契約の解除等)**

**第16条** 市長は、次に掲げる場合は、第14条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により当該事業が特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、市長が災害発生防止に必要な措置等が十分にとられていると認めるときに限る。
- (2) 第9条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の継承があった場合において、同条の規定により事業者の地位を継承した者と新たに第14条第4項の規定により準用する同条第3項の規定により質権設定契約を締結したとき。
- (3) 当該事業の発電設備の廃止に係る解体

等を完了したとき。

- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。
  - (1) 発電設備の解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき。
  - (2) 第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。
- 3 前項の申入れがあった場合において、市長は、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金を減額することができる。
- 4 市長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第14条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとする。

#### **第2節 損害賠償責任保険等への加入**

**第17条** 事業者は、特定事業の実施に当たっては、特定事業の発電設備の設置に着手する日から特定事業の発電設備を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命若しくは身体又は財産に係る損害を補填する保険及び自然災害や地震等の発生により事業に係る修繕、撤去、廃棄の費用を補償するための火災保険、地震保険等(以下「損害賠償責任保険等」という。)に加入しなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入に当たっては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで足りるものとする。

- 2 前項の規定は、第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により該当することとなる事業者及び同条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事業者の地位を継承した者に準用する。

#### **第6章 雑則**

##### **(事業の確認)**

**第18条** 市長は、第9条第1項から第3項まで及び第12条の規定による届出があったときは、速やかに、現地を確認するものとする。

##### **(事故発生時の措置等)**

**第19条** 事業者は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、

##### **(事業の確認)**

**第11条** 市長は、第9条 \_\_\_\_\_ 規定による届出があったときは、速やかに、現地を確認するものとする。

規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(1) 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

(2) 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

2 前項の報告を行った発電事業者は、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。

**(報告及び立入調査)**

**第20条** 略

**(助言、指導又は勧告)**

**第21条** 略

2 市長は、正当な理由なく、前項の助言又は指導に従わない場合であって、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 第9条第1項から第3項まで及び第12条の規定による届出をする前に事業に着手したとき。

(3) 第10条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による事前の協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(4) 第10条第2項(同条第4項及び第13条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催

\_\_\_\_\_又は同条第3項(同条第4項及び第13条において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の周知 \_\_\_\_\_をしなかつたとき。

(5) 第10条第6項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による意見の申出をした対象住民等との協議をしなかつたとき。

(6) 第19条第1項の規定による必要な措置若しくは報告又は同条第2項の規定による報告をしなかつたとき。

(7)～(9) 略

**(命令)**

**第22条** 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる

**(報告及び立入調査)**

**第12条** 略

**(助言、指導又は勧告)**

**第13条** 略

2 市長は、正当な理由なく、前項の助言又は指導に従わない場合であって、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 第9条 \_\_\_\_\_の規定による届出をする前に事業に着手したとき。

(3) 第10条第1項 \_\_\_\_\_の規定による事前の協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(4) 第10条第2項 \_\_\_\_\_の規定による説明会の開催(同条第4項において準用する場合を含む。)又は同条第3項 \_\_\_\_\_の規定による事業計画の周知(同条第4項において準用する場合を含む。)をしなかつたとき。

(5) 第10条第6項 \_\_\_\_\_の規定による意見の申出をした対象住民等との協議をしなかつたとき。

(6)～(8) 略

ことができる。

**(公表)**

**第23条** 市長は、前条\_\_\_\_の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該命令に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

2・3 略

**(委任)**

**第24条** 略

**(公表)**

**第14条** 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2・3 略

**(委任)**

**第15条** 略